

指定教員養成機関指導委員会要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成16年3月31日

東京学芸大学長
鷲山恭彦

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の左欄を、右欄のように改正する。

- (1) 指定教員養成機関指導委員会要項（平成7年3月3日制定）
- (2) 東京学芸大学ユネスコ環境教育セミナー事業運営委員会要項（平成10年9月3日制定）
- (3) 大学構内における交通事故防止措置要項（昭和56年3月17日制定）
- (4) 東京学芸大学入学者選抜方法調査・研究委員会設置要項（昭和53年10月4日代議員会決定）
- (5) 東京学芸大学学内共同利用スペース・コラボレーション・システム事業実施要項（平成9年4月3日制定）
- (6) 東京学芸大学A P E I D事業協力委員会要項（平成9年9月25日制定）

指定教員養成機関指導委員会要項の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p>〔省略〕</p> <p>（組織） 第3条 指導委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>（1）各部部长から推薦された教員 各1名 （2）学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>（任期） 第4条 前条第1号及び第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>任期途中で欠員のため補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>（委員長） 第5条 指導委員会に委員長を置き、<u>委員の互選により定める。</u> 2 委員長は、指導委員会を招集し、議長となる。</p> <p>（副学長の出席） 第6条 副学長は必要に応じて指導委員会に出席し、意見を述べることができる。 2 <u>指導委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u></p> <p>（庶務） 第7条 指導委員会の庶務は、総務部<u>学外連携推進室</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（組織） 第3条 指導委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>（1）<u>副学長（教育等担当）</u> （2）<u>各学系長から推薦された教員</u> 各1名 （3）<u>学長が委嘱する教員</u> 若干名</p> <p>（任期） 第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>（委員長等） 第5条 指導委員会に委員長を置き、<u>副学長をもって充てる。</u> 2 委員長は、指導委員会を招集し、議長となる。 3 <u>委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。</u></p> <p>（委員以外の者の出席） 第6条 指導委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>（庶務） 第7条 指導委員会の庶務は、総務部<u>社会連携課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>附 則 <u>この要項は、平成16年4月1日から施行する。</u></p>